

家庭ごみの出し方

ごみを収集しない日

土・日・祝祭日・振替休日・お盆・年末年始

燃えるごみ・燃えないごみはきちんと分けて出しましょう！



袋の口は縛ってください。

◎指定袋に入れ必ず「行政区・氏名」を記入して出してください。(1袋の重さは5kg以下、5袋までにしてください。)

※自分の住んでいる地域のごみステーションへ**収集日の朝8時まで**に出してください。(夜間のごみ出しはやめましょう。)

※ルールが守られないごみは、収集も持ち込みの受付もいたしません。

※事業系ごみは収集いたしません。また、クリーンセンターへの持ち込みもできません。

収集ステーションに出せるもの

毎週

燃えるごみ



曜日

ごみを出す時の注意点

- 中身の入っている容器は収集しません。
- 使い捨てライターは中身を使い切って出してください。
- 草についている土は取り除いてください。
- 串、鋭利なものは袋が破れないようにして出してください。
- 生ゴミは水切りをしてください。
- 煙草の吸い殻は完全に火を消してください。
- 座布団・洋布団・毛布・タオルケットなど指定袋に入る物は、指定袋に入れて燃えるごみにしてください。

毎月第

燃えないごみ



曜日

毎月第

資源古紙



曜日

雑誌・新聞・ダンボールとも「紙ひも」を使って十字に縛ってください。

※雨天の場合は、翌月収集日に出してください。(濡れると再生できません。)

※祝祭日は、収集しません。

※ビニールカバーのついた表紙・布製の表紙は取り外せば資源になりますので、燃えるごみにしないで、資源古紙収集日に出してください。

※地域や学校で行っている集団資源回収にもご協力願います。

- 中身の入っている容器は収集しません。
- スチールかん・アルミかん・びんは分けて指定の袋に入れてください。
- かんの中にタバコの吸い殻、ごみなどは入れないでください。
- 一升びん・ビールびんは販売店に引き取ってもらってください。
- ファンヒーター・石油ストーブの油は必ず抜いてください。
- ビデオテープ・カセットテープ・ビニールホース・ロープは品目ごとに指定袋に入れて出してください。
- 枝木・木くずは1本の太さ10cm以内、長さ50cm未満、30cm以内の束にして出してください。(5束まで)
- スプレーかんは中身を使いきってください。

- 新聞回収袋・ビニールひもは、使わないでください。
- セロハン・ビニールは、取り外してください。
- ガムテープ・ビニール袋は、使わないでください。
- 油・ペンキの付着したもの、ロウ引きダンボールは、燃えるごみに出してください。
- バインダー(金属付・布製・プラスチック製)、CD入りの本、アルバムは燃えるごみに出してください。

持ち込みできる粗大ごみ

●平日(月～金) 午前9:00～午後4:30
●毎月第3日曜日 午前9:00～正午

※1日軽トラック1台までとします。ただし100kgまでは無料10kg超えるごとに200円の超過料金がかかります。



- 流し台
- パイプベッド
- スキー板・ストック
- 脚立
- 照明器具
- 木製ベッド
- 机
- ふとん
- 編み機
- 洗面化粧台
- スポンプレッサー
- たんす
- スピーカー
- 滑り台
- テーブル
- オルガン
- 一輪車
- 電気こたつ
- 乳母車
- 食器棚
- ブラインド
- 足ふみマシン
- 自転車
- その他2m以下の物

- 冠婚葬祭に伴って出たごみ、引っ越しごみについては事前に連絡してください。
- 布団・カーペット・じゅうたんを持ち込む場合は一枚毎に長さを1m以内にし、両端を2ヶ所ひもでしばって持ち込んでください。数量は、布団・カーペット・じゅうたんを合わせて1日5枚。
- 粗大ごみ以外のごみは指定袋に入れてください。※処理できない物はお断りする場合があります。

収集も持ち込みもできないごみ

専門業者に処理を依頼してください

- ◎家電・パソコン、リサイクル法対象品目
(冷蔵庫、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、パソコン、ディスプレイ、テレビ、衣類乾燥機)
- ◎建築廃材(かんなくず・ボード類、トタン、戸、サッシ戸、コンクリートブロック、砂、石)
- ◎自動車の部品(タイヤ・ホイール・バッテリーなど)、バイク
- ◎農業、農業用ビニール、農機具、漁具
- ◎被覆ケーブル、ガスボンベ
- ◎スプリング入りベッド・ソファ、量
- ◎ボイラー、浴槽、太陽熱温水器、ドラム缶、ワイヤー、耐火金庫
- ◎消火器、中身の入ったびん、かん、廃油、未使用の花火、危険物
- ◎事業所から排出されるシュレッダー

事業系ごみ

※飲食店、商店、病院、会社、工場などの事業系ごみは事業者自らの責任において、適正に処理しなければならない義務があります。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
自分で処理するか、廃棄物処理専門業者に依頼してください。

ごみについてのお問い合わせは

大船渡地区クリーンセンター ☎ 26-4739
(大船渡地区環境衛生組合)
住田町町民生活課 ☎ 46-2111
(内線114)

大船渡市生活福祉部市民環境課
☎ 27-3111
(内線124・125)

推進団体

大船渡市 住田町 公衆衛生組合連合会